

平成 27 年度見本市出展委託業務（防災系見本市）プロポーザル審査要領

平成 27 年度見本市出展委託業務（防災系見本市）に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「平成 27 年度見本市出展委託業務（防災系見本市）プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 業務に対する考え方	(10 点)
(2) 展示・PR 方法	(25 点)
(3) 誘客方法	(20 点)
(4) ブースの使いやすさ	(20 点)
(5) 実施体制・スケジュール	(15 点)
(6) 業務実績・金額	(10 点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します

- (1) 日時：平成 27 年 3 月 30 日（月）13：00～16：00（予定）
場所：高知県産業振興センター 1F 会議室（高知市布師田 3992-2）

(2) プレゼンテーション

- ①プレゼンテーションの時間は 1 社 15 分とします。
- ②各社のプレゼンテーション開始時刻は別途お知らせします。
- ③各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を

決定します。

- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

附則 この要領は、平成27年2月13日から施行する。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
業務に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会出展の趣旨を理解し、コンセプトを立てた提案となっているか 	10
展示・PR方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高知県／高知県産業振興センターとしての出展がわかる効果的な内容となっているか ・ 出展企業が、出展する実機やパネルその他展示物を効果的に配置できるようにしているか ・ 「防災先進県」の製品ということがPRできるような工夫がされているか ・ 独自の視点や提案が含まれ、機能的なレイアウトとなっているか 	25
誘客方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会の来場者からみて、ブースに入ってみようという設営となっているか ・ 展示会への来場者から見て、個別出展企業の内容が分かりやすくなっているか 	20
ブースの使いやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出展企業が営業活動等を行いやすいレイアウトとなっているか ・ 商談スペースが配置され、打合せなどを行いやすいレイアウトとなっているか ・ 展示、営業、商談の各スペースのバランスがとれているか ・ ストックスペース（荷物や試供品やパンフレットなどの配布物を保管する倉庫スペース）は確保されているか。また、出し入れのための空間が確保されているか 	20
実施体制・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業を円滑に進めるための体制が、確保されているか ・ 十分な能力と経験を有する責任者及び担当者を配置しているか 	15
業務実績・金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似の業務実績はあるか ・ 要求水準を満たす能力はあるか ・ 事業執行が可能な金額であるか ・ 効果的な事業施行が見込まれる経費配分か 	10